

資料1「裁判員制度について」の説明

1 はじめに

このたたき台においては、従前は議論が及ばなかった、比較的細かな論点についても一定の案を示しているが、もとより、これからの議論のたたき台として、一つの案を示したものにすぎない。

2 「1 基本構造」について

(1) 裁判官と裁判員の人数

ア 合議体の構成

合議体の構成については、A案及びB案の両案を併記しているが、これは、検討会におけるこれまでの議論において実際に出された意見とそれらの意見の前提となっている基本的な考え方を踏まえて、整理したものである。

このうち、A案は、裁判官の員数を3人とし、裁判員の員数を2人ないし3人とする案であり、他方のB案は、裁判官の員数を1人ないし2人とし、裁判員の員数を9人ないし11人とするものである。A案の裁判員の員数、B案の裁判官及び裁判員の員数は、いずれも幅を持たせた表現となっているが、これは、合議体の構成員の員数に幅を持たせる制度を想定した趣旨ではなく、A案又はB案の中でも具体的な人数についてはさらに選択肢として幅があり得るという趣旨である。

また、たたき台の性格については、冒頭にも注記してあるとおりであるから、合議体の構成に関しても、A案とB案のいずれかの選択肢しか考えられないということではもちろんない。例えば、A案とB案の中間的な人数とする案や、これをB案よりも更に多い人数にすべきであるという考え方もあり得るところと思われる。ただ、この部分は、なにぶん、人数の問題であることから、論理的に考えられる人数をすべて掲げることとしたのでは、議論の素材としての選択肢としては必ずしも適当な示し方にはならないのではないかとも思われる。むしろ、議論のための素材としては、前提としての基本的な考え方として代表的なものに基づく、典型的な案を示すのが適当ではないかと考え、そのような案としてA案とB案を挙げたものである。

なお、「裁判官」という用語については、このたたき台全体を通じて、留意いただきたい。裁判官に関しては、「受訴裁判所」、「国法上の裁判所」、「国法上の裁判所に属する裁判官の合議体」、「国法上の裁判所に属する裁判官」、「裁判長」といった種々の概念があるが、このたたき台においては、いずれについても、単に、「裁判官」と記載している。

例えば、このたたき台では、訴訟手続に関する判断は裁判官のみが行うという案を示している。一方、合議体の構成に関して、裁判官の員数が一人になる案と、複数となる案を示しているので、訴訟手続に関する判断のように、受訴裁判所を構成する裁判官が行うべき行為についても、裁判官の員数に関する案によって、裁判官の合議体の権限となるか、1人の裁判官の権限となるか違いが生じ得る。そのような場合のすべてについて、その都度注記をもうけるなどすることは煩雑と思われるので、このたたき台においては、国法上の裁判所を指す場合や裁判長の趣旨で用いる場合も含め、すべて、単に「裁判官」と表記することとした。そのような前提で、たたき台を理解いただきたい。

イ 補充裁判員

現行法でも、補充裁判官の制度がもうけられているが、裁判員についても、疾病、事故等の理由により、裁判員が欠ける事態が予想されることから、補充裁判員をおくことができるとした。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限について

(ア)は、裁判員の最も基本的な権限に関するもので、「裁判官と裁判員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び刑の量定を行うこととすべき」とする司法制度改革審議会意見に従ったものである。

ただ、裁判員制度・刑事検討会（以下単に「検討会」という。）における議論を踏まえ、法令の解釈については、その専門性・技術性の高さや統一的な判断の必要性などの理由から、訴訟手続上の判断については、専門性・技術性の高さや迅速な処理の必要性などの理由から、裁判員は評決権を有しないこととしている。その点については、(ウ)を参照いただきたい。

(イ)は、裁判員のいわゆる補充尋問権に関するものである。裁判員が裁判内容に主体的・実質的に関与することを確保するため、裁判員は、「審理の過程にお

いて、証人等に対する質問権など適当な権限を与えられるべき」とする司法制度改革審議会意見に従った。

(ウ)は、裁判官の判断により、裁判員が評決権を持たない事項のみに関する審理についても裁判員を立ち合わせ、その意見を聴くことができるとしたものである。検討会においても指摘があったように、法令の解釈及び訴訟手続に関する判断についても、裁判官が、審理の内容や場面等を考慮した上で適当と判断した場合に、裁判員を審理を立ち合わせ、その意見を聴くことができることは、国民の感覚を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨に沿うとの考えによるものである。

イ 補充裁判員の権限について

(ア)は、補充裁判員は、審理に立ち会い、合議体の裁判員が欠けた場合に、これに代わってその合議体に加わるというものであり、補充裁判官に関する裁判所法第78条の規定を参考にした。

(イ)及び(ウ)は、補充裁判員には、その制度趣旨からして、審理を通じて自ら心証を形成する機会を与える必要があると考えられることから、証拠を閲覧し、評議に出席する権利を有するとしたものである。ただし、補充裁判員はいまだ合議体の構成員ではなく、合議体の意思形成への介入を認めるべきではないとの考えから、(ウ)のただし書で、評議で意見を述べることはできないものとしている。なお、現行法では、補充裁判官について(イ)及び(ウ)のような規定は置かれていないが、文献等によれば、ほぼ同様の解釈・運用がなされているようである。

ウ 職権行使の独立について

ウは、裁判の公正を確保するため、裁判員の「職権行使の独立」を定めるというものである。裁判官に関する憲法の規定、弾劾裁判所の裁判員に関する裁判官弾劾法の規定、検察審査員に関する検察審査会法の規定などを参考にした。

(3) 評決

(3)は、アとイの2つの項目からなっているが、このうちアが原則的な考え方を示したもので、イは、(2)の裁判員の権限を前提として、裁判員が権限を有しない事項に関する評決の在り方を示したものである。

アにおいては、A案ないしC案の三つの案を選択肢として掲げているが、検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、いずれも、評決の基本的な要件を、合議体

の過半数の賛成としている。

3案の違いについては、司法制度改革審議会意見は、「少なくとも裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないようにすべきである」としているが、B案は、これを、そのまま評決のための要件として記載したものである。

これに対して、A案は、B案のただし書に相当する内容を、被告人に有利・不利にかかわらず、評決の要件として加えたものである。

現在の裁判の実務においては、通常、評議・評決は判決の結論についてのみ行われるのではなく、結論の前提となる個々の論点ごとに行われ、それが積み重ねられて結論に至るという方法が採られているものと承知している。このような実務を前提とすると、評決が、主要事実のみならず、間接事実のレベルで行われる場合が考えられるが、間接事実はその評価の在り方が多義的であり、ある間接事実が被告人にとって有利な事実であるか、不利な事実であるかを一義的に決することが必ずしも容易ではない場合も想定される。そうだとすると、B案のように、「不利な」という限定を付している、いかなる要件によって評決をするべきか決められないという事態が生じ得ることから、限定をしないこととするというのが、A案の考え方である。

C案は、憲法上、被告人に不利な裁判は職業裁判官の過半数の意見によることが要請されているとの立場を前提としたものである。

(4) 対象事件

ア 対象事件

アの「対象事件」は、裁判員制度の対象事件についての原則的な考え方を示したものである。

「(ア)原則」として、たたき台では、A案ないしC案の三つの案を掲げている。

いずれも、「法定刑の重い重大犯罪」とする司法制度改革審議会意見及び検討会における従前の議論を踏まえたもので、A案は、法定合議事件を対象とするという考え方、B案は、法定刑に死刑又は無期の懲役・禁錮刑の定めのある罪に係る事件を対象とするという考え方、C案は、法定合議事件であり、かつ、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件を対象とするという考え方である。

検討会においては、このほかに、法定合議事件を基本にしつつ、一定の罪を除外する、といった意見なども述べられたが、AないしC案を基本とした考え方の一つとして扱うこととし、別個の案としては挙げていない。

また、A案及びB案においては、高等裁判所が第一審管轄を有する刑法第77条等の罪（内乱罪）については対象事件から除外することとしている。C案の場合には、これらの罪はもともと含まれていない。

次の「(イ) 併合事件の取扱い」についてであるが、例えば、殺人事件は裁判員制度対象事件であるが、死体遺棄事件は対象事件ではないということになったとして、同一の被告人が、殺人を犯し、その被害者の死体を遺棄したとされる場合などには、対象事件ではない死体遺棄事件も、対象事件と一緒に審理するのが相当ということもあると思われる。そこで、原則的な対象事件と併合して審理することとされた事件についても、裁判員制度の対象として、裁判官と裁判員から成る合議体で取り扱うことができることとしたものである。

イ 訴因変更の場合の取扱い

アの(ア)の対象事件として起訴され、当初、裁判官と裁判員の合議体で審理されていた事件につき、刑事訴訟法第312条に基づいて、訴因や罰条が変更(交替的変更)され、その結果、事件がアの(ア)の事件に該当しなくなる場合が考えられる。このような場合の取扱いについて、たたき台では、原則として、当該事件は引き続き、裁判官及び裁判員の合議体で取り扱うものとしつつ、裁判官が、審理の状況等にかんがみ適当と認めるときは、以後、当該事件を裁判官のみで取り扱うこととすることができるものとするという案を示している。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

司法制度改革審議会の意見は、「組織的犯罪やテロ事件など、特殊な事件について、例外的に対象事件から除外できるような仕組みを設けることも検討の余地がある。」としており、検討会においても、例外的に対象事件から除外する制度をもうけるべきとの意見があったことから、そのような制度をもうける場合の一案として、A案を作成した。他方、例外を設けることに消極的な意見もあったので、B案を併記している。

A案について、付け加えて説明すると、同案は、対象事件であっても、一般国民である裁判員に、公正な判断を期待できないような事情がある場合には、例外

とするというものである。

「生活の平穩を侵害する行為がなされるおそれがある」場合としては、司法制度改革審議会意見の挙げる組織的犯罪やテロ犯罪を想定している。「民心・・・により、公正な判断ができないおそれがある」場合というのは、刑事訴訟法第17条を参考にしたものであるが、国民一般の心情を考えると、裁判員の判断の公正が期待し得ないような特別な場合を想定している。

また、「ただし、事件の審判に関与している裁判官は、やむを得ない場合を除き、その決定に関与することはできないものとする。」としているが、これは、この場合の判断が、裁判体を構成する裁判員の心理状態、特に判断の公正性という微妙な事項についての判断であることから、同一の裁判体を構成する裁判官においてその判断を行うことは適当ではないのではないかとのお考えもあり得ることから、別の裁判官の判断によることとしたものである。

また、裁判体の構成についての判断であることから、検察官や被告人・弁護人の意見を聴くこととし、さらに、その不服申立を認めることとすることが考えられるので、その点を（イ）及び（ウ）として示している。

3 「2 裁判員及び補充裁判員の選任」について

(1) 裁判員の要件

(1)は、裁判員となるための基本的要件に関するものであり、A案、B案及びC案の三つの案を掲げている。

司法制度改革審議会の意見が「裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為に抽出した者を母体とする」としていることなどを踏まえ、いずれも、衆議院議員の選挙権を必要としている。

ただ、裁判員となるための年齢については、それぞれ異なる要件をもうけている。A案は、年齢を明記していないが、公職選挙法第9条第1項により、衆議院議員の選挙権を有するのは「日本国民で年齢満二十年以上の者」とされていることから、年齢20年以上であることが前提となっている。これに対し、B案及びC案においては、衆議院議員の選挙権を有することを基礎としつつも、公職選挙法第10条の被選挙権等を参考にしながら、それぞれ年齢25年以上、年齢30年以上であることを要件としている。

(2) 欠格事由

ア 欠格事由

(2)アは、裁判員の欠格事由を掲げたものであり、裁判所法第46条の定める裁判官の欠格事由等を参考としつつ、一案を示したものである。

アの本文では、「他の法律の定めるところにより一般の公務員に任命されることができない者」としているため、これにより、裁判官の場合と同様に、国家公務員法第38条所定の欠格事由も、裁判員の欠格事由となることとなる。

なお、心身に故障があることを欠格事由とするか否かについては、検討会でも議論が分かれたことから、(ウ)において、二つの案を併記することとした。

イ 手続に対する影響

(2)イでは、欠格事由に該当する者が裁判員として手続に関与した場合であっても、裁判員が権限を有する裁判がなされていない限り、既になされた審理の効力には影響を及ぼさないものとしている。これは、裁判員は訴訟手続に関する判断等に関しては評決権を有しないものとするを前提として、欠格事由に該当する裁判員が審理に関与したとしても、単に審理に関与したにとどまり、裁判員が評決権を有する裁判が行われる前に、当該裁判員が交代すれば、それまでの審理の効力を問題とする必要はないのではないかという考えによるものである。

(3) 就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

アでは、職業等に照らして、裁判員となることが適当ではないと考えられる者を、(ア)から(ツ)まで掲げているが、大きく二つの観点によるものである。一つは、三権分立の観点から、立法権や行政権の中枢を担う者が、司法権を担う裁判員となることは適当ではないという考えである。例えば、国会議員、国務大臣等が、この考え方によるものである。もう一つは、一般国民の社会常識を反映するという観点から、司法の専門家が裁判員となることは適当ではないという考えである。例えば、裁判官、検察官、弁護士等がこの考え方によるものである。

イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由

イは、自らが被疑者や被告人の立場で刑事手続にかかわることとなった場合には、裁判員となることは適当ではないのではないかという考えによるものである。検察審査会法第17条も、禁錮以上の刑に当たる罪により起訴され、判決確定に

至っていない者は、検察審査員としての職務執行を停止されるとしている。

ウ 手続に対する影響

ウでは、就職禁止事由に該当する裁判員が、手続に関与したとしても、手続の効力には影響を及ぼさないものとしている。就職禁止事由を設けた趣旨が欠格事由の場合とは異なることを踏まえ、手続の安定性を重視したものである。

(4) 除斥事由

(4)は、裁判員の除斥事由を掲げたもので、刑事訴訟法第20条の裁判官の除斥事由や検察審査会法第7条の検察審査員の除斥事由を参考としつつ、担当しようとする事件や、その被告人、被害者と一定の関わりを有する場合に、裁判員となることができないものとしている。

(5) 辞退事由

(5)は、裁判員の辞退事由である。検察審査会法第8条が定める検察審査員の辞退事由を参考としつつも、できるだけ多くの国民が参加することが望ましいという観点や、参加する国民の個々の負担をできるだけ軽減すべきであるという観点を考慮し、裁判員となることを辞退することのできる事由を、アからキまでのとおり掲げることとした。

アは、年齢70年以上の者は、辞退することができるとしているが、検察審査会法制定以来の事情の変化等を考慮し、同法よりも10年高い年齢としたものである。

エからカは、参加する国民の負担の観点から、過去の一定期間内に裁判員や検察審査員の職務を行ったことを辞退事由としたものである。

キでは、「やむを得ない事由」により裁判員としての職務を行うことが困難であると裁判官が認めた場合を辞退事由としている。「やむを得ない事由」の例としては、検察審査会法を参考に、「疾病」を挙げているが、ほかには、例えば、養育すべき幼児や看護すべき親族がいて、他に保育、看護する者がいないため、本人が裁判員となると、その保育、看護に著しい支障が生じる場合や、裁判員となると、本人又はその雇用主などの第三者の業務に著しい支障が生じたり、重大な経済的損失が生じるといった場合が考えられると思われる。それらを含め、どのような支障が、どの程度生じる場合に辞退を認めることとするのが適切かについて議論いただければと考えている。

(6) 忌避理由

(6)は、裁判員の忌避事由であり、裁判官の忌避事由を定めた刑事訴訟法第21条にならって、「不公平な裁判をするおそれ」があることを挙げている。

(7) 裁判員候補者名簿の作成

(7)は、裁判員候補者名簿の作成に関する手続であり、1年ごとに必要な員数を選挙人名簿からくじで選定して、これを裁判員候補者名簿に登載するという案にしている。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 裁判員候補者の召喚

(8)は、(9)の質問手続のために裁判員候補者を召喚する手続に関するものである。

アでは、裁判官は、公判期日が定まったときは、事件の性質や審理の見込み等を勘案し、当該事件のために召喚することが必要な裁判員候補者の数を定め、その上で、裁判員候補者名簿から必要な裁判員候補者をくじで選定し、質問手続を行う期日に召喚することとしている。また、裁判官は、事前に裁判員候補者の欠格事由、辞退事由等を確認するため、質問票を活用できることとしている。

イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示

イは、裁判員候補者に関する情報を検察官及び弁護人に開示する手続に関するものであり、裁判員候補者と事件との関係の有無を確認するなどのためには、裁判員候補者に関する一定の情報の開示は必要と考えられる反面、裁判員候補者のプライバシー保護にも配慮が必要であり、その両方の要請の調和を図るとの観点から案を示した。

(ア)は、氏名の開示であり、質問手続の日よりも前の日に、裁判員候補者の氏名だけは開示するものとしている。

(イ)は、質問票に対する回答の写しの閲覧であり、質問手続当日に、その写しを閲覧させることができるとしている。ただし、質問票には、裁判員候補者のプライバシーに関わる事項が多く含まれると思われるため、A案では閲覧の全部又は一部の制限を、B案では回答内容の漏洩について罰則を科すという二つの案を掲げている。

(9) 質問手続

ア 質問手続の出席者

アは、質問手続の出席者に関するもので、裁判員候補者のプライバシー等との関係で、被告人が常に出席していることとするのは適当ではなく、また、その必要もないとの考えから、裁判官は、必要と認めるときは、被告人を質問手続に同席させることができるものとしている。同様に、裁判員候補者のプライバシー保護を考え、この手続を非公開としている。

イ 質問手続

イは、質問手続の内容に関するものである。(ア)、(イ)のとおり、裁判官が質問を行うものとともに、検察官、弁護人は、必要と思う質問をすることを裁判官に求めることができることとしている。(ウ)、(エ)のとおり、質問の結果、欠格事由や辞退事由等に該当することが明らかになった裁判員候補者がいれば、裁判官は、当該候補者を選任しない旨の決定をするものとしている。

また、(カ)のとおり、本検討会における議論を踏まえ、理由を示さない忌避を認めることとしている。ただし、その数については、裁判体の構成等とも関わるので、具体的な数を掲げるには至っていない。

そのほか、(オ)のとおり、理由付き忌避の申立てを却下する決定に対する当事者の不服申立てを認めるとともに、裁判員候補者の心情等に配慮し、(キ)のとおり、忌避の理由及び忌避の申立者については、裁判員候補者には明らかにしないものとしている。

ウ 裁判員及び補充裁判員の選任

ウは、裁判員等を選任する旨の決定の手続に関するものである。裁判官は、選任しない旨の決定がなされなかった裁判員候補者の中から、裁判員及び補充裁判員となるべき者を無作為抽出するものとしているが、無作為抽出の方法としては、改めてくじを行うことのほか、あらかじめ無作為に定められた名簿の順番等によることも考えられる。

また、補充裁判員を2人以上選定する必要があるときには、その補充裁判員が裁判員となる場合の順位をあらかじめ定めておくものとしている。

以上の手続を経て、裁判官が、抽出された裁判員候補者を当該事件における裁判員及び補充裁判員として選任する旨の決定を行うものとしている。

なお、たたき台では触れていないが、手続の過程で、裁判員候補者の数が、裁

判員及び補充裁判員の員数に足りなくなったときの扱いについても、検討しておく必要があると考えられる。

(10) 裁判員に対する補償

ア 日当等

イ 補償

(10)は、裁判員に対する補償であり、アは、裁判員、補充裁判員及び出頭した裁判員候補者に、旅費、日当、宿泊料を支給するというもので、イは、裁判員等が、その職務に関連して、負傷等の災害にあった場合には、補償を行うというものである。

4 「3 裁判員等の義務と解任」について

(1) 裁判員候補者の義務

3の(1)は、「裁判員候補者の義務」であり、ア及びイの二つの義務を掲げている。

アは、上記の質問手続への出頭義務である。

イは、裁判員候補者は、質問票や質問手続において、虚偽の回答をしたり、回答を拒否してはならないというものである。公正な裁判の保障のためには、除斥事由等の有無を正確に調査し、また、忌避手続を適正に運用する必要があり、その前提として、正確な情報が得られるよう担保する必要があるという考えによるものである。

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務

アは、公判期日への出頭義務であり、イは、宣誓の義務である。

ウは、司法制度改革審議会の意見が、「裁判員の職務の公正さの確保・・・のために採るべき措置についても更に検討する必要がある」と述べていることを踏まえたものである。前段は、誠実にその職務を行わなければならない、品位を辱めることのないようにしなければならないという義務であり、後段は、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならないという義務である。裁判員の職務にかんがみ、裁判の公正に対する信頼の保持の重要性から、特に、このような義務をもうける必要があるのではないかという考え方に基づくものである。

エは、評議において意見を述べる義務であり、裁判所法第76条を参考にした。

オは、守秘義務であり、司法制度改革審議会の意見が、「裁判員が、・・・評議の内容等職務上知ることのできた秘密に関する守秘義務を負うべきこと・・・は当然である」としていることを踏まえたものである。

(3) 裁判員及び補充裁判員の解任

3の(3)は、裁判員と補充裁判員の解任の要件や手続に関するものである。

手続の明確性の観点から、裁判員等の地位の得喪の要件、手続は、これを明確にする必要があるという考えによるものである。

この項は、さらに、アからオまでに分かれているが、解任の類型としては、アからエまでの部分と、オの部分の二つの類型をもうけている。

アの柱書部分は、(ア)から(ウ)までの解任事由が存在する場合に、裁判官が、解任する決定をするというものである。

ところで、解任は、裁判体の構成員としての地位を失わせる手続であるから、当該合議体の構成員である裁判官に、その判断権限を付与すると、同一の裁判体の中に、他の構成員を解任する権限を有する者とこれによって解任される者とは併存することとなり、適当ではないのではないかという意見もあり得ると思われる。そこで、たたき台では、このような立場から、原則として、受訴裁判所を構成する裁判官は解任の決定を行うことはできないものとする案を示している。もっとも、裁判員が公判期日に出頭しなかったため解任する場合には、その判断は形式的・客観的なものであり、当日の公判を円滑に行うために迅速な処理を要することが多いと思われることから、例外的に、合議体の構成員である裁判官が解任することも可能としている。また、同様に、支部などで合議体の構成員以外の裁判官を確保することが困難な場合も想定されるので、そのような「やむを得ない場合」も併せて例外とすることとしている。

解任事由の(ア)は、3の(2)の義務に違反した場合であるが、義務違反の態様や程度が様々であると考えられることなどから、義務違反の存在によって直ちに解任することとはせず、「その義務違反によって、当該裁判員等に、以後職務を行わせることが適当でないと認められるとき」に解任するという案を示している。

(イ)は、欠格事由・就職禁止事由等の存在が明らかになったという場合である。

(ウ)は、質問手続において虚偽の回答をしていたことが判明した場合である。

このような場合には、公正さに疑問も生じ得ると思われることから解任事由としているが、虚偽の内容、程度は様々であり、解任するまでもない場合もあり得るので、虚偽回答の事実に加え、「引き続きその職務を行わせることが適当でない」と認めるときに解任するという案としている。

(3)のイは、当事者からの意見聴取、ウは、当該裁判員等への陳述の機会の付与であり、エは、裁判員等を解任しない旨の決定に対して、当事者からの不服申立てを認めるものである。これに対し、裁判員等を解任する旨の決定は、解任された裁判員等に代わって、新たに裁判員等が加わるという結果をもたらすだけであり、当事者にとっては何ら不利益はないことなどから、不服申立ては認めないこととしている。また、解任は、当該裁判員等にとっては、出頭及び裁判員の職務を行う義務の解除に過ぎず、不利益処分ではないと考えられることから、当該裁判員等からの不服申立ても認めないこととしている。

(3)のオは、解任の二つめの類型である。解任の理由としては、(ア)と(イ)の二つの場合を挙げており、(ア)は、裁判員等に辞退事由が存在する場合であり、(イ)は、補充裁判員に引き続きその職務を行わせる必要がないと認めるときに、これを解任の理由とするものである。具体的には、例えば、数名の補充裁判員をにおいて審理を進めていた事件で、以後の審理の見通しから、従前どおりの員数を維持する必要性がなくなったような場合を想定したものである。

オの類型の解任は、性質上、当事者からの請求によるということは考えにくく、また、当事者の不服申立ての制度をもうける必要性もないなど、アの類型の解任とは性質を異にするものと思われるので、別に記載することとした。

5 「4 公判手続等」について

司法制度改革審議会の意見は、「裁判員の主体的・実質的関与を確保するため、公判手続等について、運用上様々な工夫をするとともに、必要に応じ、関係法令の整備を行うべき」としているもので、そのような運用上の工夫、法令の整備について、様々な観点から議論いただければと考えている。このたたき台では、そのような議論の材料となるよう、具体的な案にまで至っていない、検討の視点、論点のようなものも記載している。

(1) 総論

(1)は、総論として、裁判員の負担を軽減しつつ、裁判員が実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるという、基本的な在り方を記載したものである。

(2) 準備手続（刑事裁判の充実・迅速化関連）

本来の職業等を有する裁判員が裁判に関与するにあたっては、審理に要する見込み期間があらかじめ明らかになっていることが必須の前提と考えられるので、裁判員対象事件においては、準備手続を必要的なものとし、審理に要する見込み期間をあらかじめ明らかにすることが考えられる。第1回公判期日前の新たな準備手続の在り方の詳細については、刑事裁判の充実・迅速化のところで議論いただく予定であるので、ここでは、裁判員が関与する公判手続の在り方を検討するのに必要な範囲で、準備手続に関する議論をしていただければと考えている。

(3) 弁論の分離・併合

複数の被告人や多数の事件が併合審理されると、証拠関係が複雑で裁判員に分かりにくいものとなったり、審理が長期化したりして、裁判員の負担が重くなる可能性があるため、ここに記載したように、弁論の分離・併合の在り方について検討し、必要な措置を講ずる必要があるのではないかと考えたものである。

(4) 公判期日の指定（刑事裁判の充実・迅速化関連）

これも、一般的には刑事裁判の充実・迅速化のところで議論いただく問題であるが、「連日的開廷は、訴訟手続への国民参加の制度を新たに導入する場合、ほとんど不可欠の前提となる」とする司法制度改革審議会意見を確認する趣旨で記載したものである。

(5) 宣誓等

(5)は、裁判官による教示と裁判員らの宣誓に関するもので、陪審法や検察審査会法を参考にしたものである。

(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置

(6)は、裁判官と同様に、公判手続の更新による裁判員の交代の制度をもうけるというものである。補充裁判員においても、審理の途中で裁判員の数が不足することがないとはいえないが、このような場合に審理を初めからやり直さなければならないとするのは、訴訟経済に反するのみならず、被告人、証人、被害者等に相当の負担を強いることになり、適当でないとの考えによる。

ただ、公判手続の更新の在り方については、たたき台に記載したように、裁判員に適したものとする必要があるのではないかということである。

(7) 証拠調べ手続等

ア 冒頭陳述

アは、裁判員が、明確に争点を把握し、かつ、各証拠がどの争点に関するものか理解することができるように、検察官及び弁護人は、準備手続における争点整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示して冒頭陳述を行わねばならないものとするというものである。

イ 証拠調べ等

証拠調べ等については、迅速で、裁判員に分かりやすく、その実質的関与を可能とする在り方を検討し、必要な措置を講ずるべきであると考えられるので、そのことを記載した。具体的な運用上の工夫や制度の手当てとしては、様々なものが考えられるところであるが、議論の手がかりとして、具体的在り方として考えられるところを挙げた。

(8) 判決書等

ア 裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様のものとし、評議の結果に基づいて裁判官が作成するものとするについて

アは、判決書の内容等に関するものであるが、司法制度改革審議会の意見及びこの検討会における議論を踏まえ、裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様のものとし、評議の結果に基づいて裁判官が作成するものとしている。

イ 裁判員の署名押印、身分の終了時期

イは、裁判員の判決書への署名押印及び身分の終了時期に関するものであるが、検討会における議論を踏まえて、三つの選択肢を掲げている。

まず、A案は、裁判官と同様に、裁判員も判決書に署名押印することとし、署名押印時に裁判員としての身分・任務は終了するというものである。この案は、現行の裁判官のみによる判決宣告及び判決書作成の手続と同様のものとするものであるが、他方で、裁判員は、署名押印を終えるまでその任務を解かれなないこととなる。

次に、B案は、裁判官と同様に、裁判員も判決書に署名押印するが、その身分・任務は判決宣告時に終了するというものである。この案は、裁判員の負担の軽

減を考え、裁判員の任務は判決宣告時に終了するものとしているが、宣告時に判決書原本が完成していなければならなくなると思われる。

最後に、C案は、判決書には裁判官のみが署名押印するものとし、裁判員の身分・任務は判決宣告時に終了するというものである。裁判員の負担の軽減等を図ろうとするものであるが、この検討会での議論においては、裁判員が判決の内容を了承していたことについての手続的な担保が必要でないかとの指摘もあったところである。

6 「5 控訴審」について

裁判員が関与する場合にも、有罪・無罪の判定や量刑についての当事者の控訴を認めるべきとした司法制度改革審議会の意見と検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、五つの選択肢を掲げている。

順序は逆になるが、まず、D案は、控訴審においても裁判員が審理及び裁判に関与するものとし、控訴審を覆審構造とするものである。裁判員が関与した第一審の判断を裁判官のみから成る控訴審が破棄できるとすることは疑問であること、裁判員が関与する以上は、書面審理が中心となる事後審の維持は困難であること等を理由とするものと考えられる。なお、D案のバリエーションとして、検討会における以前の検討の際には、控訴審の裁判官が第一審の判決を破棄すべきと考えた場合に限り、裁判員が控訴審に関与することとすればよいという意見もあったところである。

これに対し、A案からC案は、いずれも控訴審は裁判官のみで審理及び裁判を行うとするものである。覆審すなわち審理のやり直しは、多大な時間を要するばかりか、訴訟関係人、証人等の負担が非常に重く、裁判員が関与しない事件の控訴審との均衡の点からも採り得ないこと、現在の控訴審の作業の実態からすると、裁判員の関与は非現実的と思われることなどを理由とするものといえる。

この中で、まず、B案は、控訴審は、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤り等についてのみ自判できるものとし、量刑不当及び事実誤認については自判はできないとするものである。第一審においては、有罪・無罪の決定及び刑の量定への裁判員の関与が想定されているところ、裁判官のみから成る控訴審が、裁判員が関与した一審の判決を破棄するのみならず、更に進んで自ら判決できるとするこ

とは、裁判員制度の趣旨から適当でないとの考えから、破棄した場合は、必ず事件を第一審に差し戻し、後述のように、新たな裁判員を選任して審理裁判すべきとするものである。

次に、B'案は、B案と同様の理由から、事実誤認については自判を認めないこととしつつ、量刑不当については自判を認めるというものである。事実認定と量刑では判断の質が異なるとも考えられること、現実にも、量刑不当を理由に、若干刑を変更するだけの場合にも差し戻さなければならないとするのは訴訟経済に反することなどを理由とするものと思われる。

C案は、事実認定及び量刑不当に関する破棄理由を加重するというものである。自判の前提となる破棄の範囲を限定することによって、裁判員が関与した判断を尊重しようとするものと思われる。

最後に、A案は、控訴審を現行法どおりとするものである。裁判員が関与した判断の尊重という観点については、事案ごとに運用によって弾力的に対処することがむしろ適当であるとの考えによるものといえ、この案によれば、裁判員が関与しない事件についての控訴審との整合性も保たれることになる。例えば、事実誤認を理由として裁判員が関与した第一審の判決を破棄した場合には、裁判員の判断を尊重する見地から、運用上原則として差し戻すこととすべきという見解も、A案の一つと位置付けられる。

7 「6 差戻し審」について

これまでの議論を踏まえ、二つの案を掲げており、いずれも、差戻し審においては新たな裁判員を選任して審理裁判することとしている点で共通しているが、審理構造が異なっている。A案は、審理構造を現行法どおりの続審構造とする見解であり、B案は、覆審構造とするものである。検討会における以前の検討の際には、覆審構造とすると、差戻し審の判決に対し再び控訴がなされ、さらに破棄差戻しされるなどして、際限なく訴訟が続くおそれがあることや、審理に多大な時間と労力を要することなどが指摘されている。一方、続審構造とすることについては、従前の書証を引き継ぎ、しかも、破棄判決の拘束力を前提とする審理は裁判員には困難であることが指摘されている。

8 「7 罰則」について

(1) 裁判員等の不出頭等

7の(1)は、裁判員等が、正当な理由がなく出頭しなかったとき、正当な理由がなく宣誓を拒んだときの制裁をもうけるというものである。

裁判員等が、出頭義務、宣誓義務を負うことを前提として、検討会におけるこれまでの議論において、その履行を担保するために制裁をもうけることが必要ではないかとの意見があったことを踏まえたものである。また、出頭や宣誓が法律上の義務であることを明確にする意味もあると考えられる。

(2) 裁判員等の秘密漏洩罪

7の(2)は、裁判員等の秘密漏洩罪である。

内容は、裁判員等が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らす行為と、合議体の他の構成員以外の者に対して事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べる行為を処罰するというものである。

いずれも、裁判の公正及びこれに対する一般の信頼の保護のためには、このような罰則が必要ではないかとの考えによるものである。

前半の部分は、3の(2)のオに記載した、守秘義務に対応するものである。

一方、後半の部分の行為は、同じく3の(2)のウの後半部分に記載した、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為の一類型に当たると思われる。例えば、裁判員が、審理が終了してもいないときに、公に、「この事件は有罪だと思う」とか、逆に、「この被告人は無実だと思う」というような発言を行うことは相当ではなく、裁判に対する一般の信頼を著しく損なう行為に当たるとはならないかということである。

(3) 裁判員等に対する請託罪等

7の(3)は、裁判員等に対する不当な働きかけを処罰するため、裁判員等に対する請託等の行為を処罰するものである。やはり、裁判の公正及びこれに対する信頼を保護しようとするものである。

アは、裁判員及び補充裁判員に対して、その職務に関し、請託を行った者を処罰するものである。イは、事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対し、その担当事件に関する意見を述べた者と、その担当事件に関する情報を提供した者を処罰するものである。

「担当事件に関する意見を述べる行為」としては、例えば、「被告人は無罪だと思う」、「被告人は死刑にすべきだ」などと判決主文に関して直接的な意見を述べる場合のほか、「被害者の供述は信用できない」などと証拠の評価を述べる場合などが考えられる。また、「事件に関する情報を提供する行為」としては、「本件には警察も知らない目撃者がいる」とか、「被告人は反省していて毎日読経している」というように、発言者の評価・意見に至らない情報を伝達する場合などが考えられる。

なお、賄賂罪については、裁判員は、刑法第7条第1項にいう公務員に当たり、刑法の賄賂罪の適用があることとなると思われる。

(4) 裁判員等威迫罪

7の(4)は、裁判員、補充裁判員やその親族らに対する威迫行為を処罰するものである。

裁判員等に対する威迫行為は、(3)の請託等と同様、裁判員等に対する不当な働きかけであることから、これを処罰対象とするものであり、やはり、裁判の公正及びこれに対する信頼を保護しようとするものである。また、威迫行為は、同時に、個々の裁判員等の個人的平穏ないし自由に対する侵害行為でもあると思われるので、その保護を図るものでもある。

イは、アの威迫罪の加重類型をもうけるという案である。すなわち、組織的犯罪処罰法第7条には、証人等威迫罪が組織的な犯罪に関して犯された場合の加重処罰規定がもうけられているが、裁判員等に対する威迫についても、この種の威迫行為が、組織的な犯罪に関連して行われることが多いと思われること、及びそのような場合の害悪は特に重大であると思われることを考慮し、組織的犯罪処罰法にいう「組織的な犯罪」として行われた罪に係る事件を担当する裁判員等に対して、威迫行為が行われた場合の処罰を加重するという案である。

(5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等

7の(5)は、裁判員候補者の虚偽回答に対する制裁である。

まず、アは、裁判員候補者が、質問票や質問手続において、虚偽の回答をし、又は正当な理由なく質問に答えなかったときに、過料の制裁を科すことができることとするものである。先に説明した、裁判員候補者の回答義務が遵守されるようにするためには、その違反に対し秩序罰の制裁を科す必要があるのではないか

との考えに基づく案である。

イは、積極的に虚偽回答をした裁判員候補者については、刑事罰を科すこともできるものとするものである。

9 「8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置」について

(1) 裁判員等の個人情報の保護

8の(1)は、「裁判員等の個人情報の保護」に関する項目である。

欠格事由等や、理由付き忌避、理由を示さない忌避に関する判断を適切に行うためには、裁判員等の個人情報を把握することが必要となるが、一方では、それら個人情報は十分に保護する必要があると考えられる。

アは、そのような観点から、訴訟に関する書類であって、裁判員等の氏名以外の個人情報が記載されたものは、公開しないとするものである。

訴訟に関する書類には、裁判員等の氏名のみならず、その生年月日、住所、職業等の個人情報が記載されることが考えられるところ、訴訟記録は、当事者の閲覧に供されるほか、事件確定後は、刑事確定訴訟記録法の手続に従い、一般にも公開されるのが原則となる。しかしながら、これらの個人情報は、専ら裁判員等の選任を適正に行うために収集・記録された情報であるから、裁判員等の選任の適正を期するために当事者に開示する場合以外に、公開する必要性は乏しく、特に、その氏名以外の個人情報については、プライバシーとして保護する必要性が高いという考えによるものである。

イは、同様の考えに基づき、何人も、裁判員等の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとするというものである。

(2) 裁判員等に対する接触の規制

8の(2)は、「裁判員等に対する接触の規制」に関する項目である。

司法制度改革審議会意見が「裁判員の職務の公正さの確保・・・のためにとるべき措置についても更に検討する必要がある」としていることを踏まえ、裁判の公正及びこれに対する信頼の確保のために、裁判員等に対する接触を一定範囲で規制することとするものである。

アの前半は、「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。」というものである。現に職務に就いている裁

判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関して、手続外で接触することは、請託や威迫、情報提供などを目的とする場合は、もちろん裁判の公正を害する行為であるが、仮にそのような目的を有しない場合であっても、その心証形成に影響を及ぼす可能性があるし、そうでなくとも、国民一般から見れば、裁判員等が法廷外で事件に関する心証を得たのではないかとの疑いを生じさせる行為であり、裁判の公正に対する信頼を損なう行為であるとも考えられる。また、担当事件に関し裁判員等に接触する行為は、その生活の平穩を害するおそれがあり、そのような行為が許されるとすると、広く一般の国民が裁判員となることをためらわせることとなるおそれもあるとも考えられる。そのような考えに基づいて、裁判員等に対して、その担当事件に関して接触する行為を規制しようというものである。

アの後半は、「何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。」というもので、裁判員等であった者に対する接触の規制である。

例えば、裁判終了後に、裁判員等であった者が、その経験から得た感想等を述べることは、裁判員制度、ひいては刑事司法制度に対する国民の関心と信頼を高めることに役立つものであるから、担当事件に関し裁判員等であった者に対する接触を一般的に規制することは適当ではないと考えられる。

しかし、裁判員等であった者が、担当した事件の内容を公にすることは、事件終了後であっても適当ではないとも考えられる。裁判員や補充裁判員となった者は、法廷で取り調べられた証拠を通じ、その担当事件の内容を知ることとなるわけであるが、その中には、関係者のプライバシーに深くかかわる内容も含まれているのが通常である。裁判員等となった者は、あくまで、その職務を果たすために必要であったからこそ、そのようなことを知ることができたにすぎず、職務と関係ないところで、そのようにして知り得た内容を公にすることが許されるわけではないのではないかと考えられる。それは、その内容が秘密に当たる場合はもとより、そうでない場合も、同様と考えられる。そうだとすると、「知り得た事件の内容を公にする目的」で裁判員等であった者に接触することも規制されてしかるべきだとも考えられる。アの後半は、このような考えによるものである。

次のイは、裁判員等に接触すると疑うに足る相当な理由があることを被告人

の保釈不許可事由及び接見等禁止事由とし、裁判員等に接触したことを被告人の保釈取消事由とするものである。刑事訴訟法第89条や第96条は、被告人が証人等に加害行為等をするおそれがあることを保釈不許可事由とし、加害行為をしたことなどを保釈取消事由としているが、証人等の場合とは異なり、被告人が、裁判員と接触をすることが許されてしかるべきと言えるような正当な理由はなく、審判に影響を及ぼす目的と考えられることから、接触行為自体を保釈不許可事由等とするのが相当ではないかとの考えによるものである。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

8の(3)は、「裁判の公正を妨げる行為の禁止」についての項目で、内容は、二つからなっている。

アは、「何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってならないものとする。」というもので、裁判の公正を妨げるおそれのある行為を一般的に規制するものである。

イは、「報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。」とするものである。

事件に関する報道は、もとより、国民の知る権利の観点等からして重要な役割をになうものであるが、その一方で、その在り方によっては、事件に関する偏見を生ぜしめる可能性があることも否定できないところであると考えられる。そこで、報道機関が、他の者と同様に、アの義務を負うことを踏まえ、事件に関する報道に当たっては、偏見を生ぜしめることのないよう配慮を求めるというものである。この点については、検討会でも、同趣旨の意見が述べられたところであり、これを踏まえたものである。

なお、このたたき台では、8の(1)ないし(3)に記載した規制については、いずれも、罰則をもうけるものとはしていない。

(4) 出頭の確保

8の(4)の「出頭の確保」は、裁判員等が出頭しやすい環境をつくるための措置に関する項目である。

裁判員制度の円滑な実施には、裁判員候補者及び裁判員になった国民の出頭が

確保されることが不可欠の前提であり、出頭しやすい環境づくりは非常に重要であると思われる。この点については、検討会におけるこれまでの議論においても、そのための配慮・措置が必要との意見があったところである。

アは、「何人も、他人が裁判員となることを妨げてはならないものとする。」というものである。

裁判員になることは、法律に定められた義務であり、公の職務であるとする事とすると、何人も、これを妨害することは許されないことは当然であるとも思われるが、そのことを明示することにより、個々の裁判員等が職務を行うことに対して生じ得る様々な障害をできるだけ少なくし、その出頭を容易にするという効果が期待できるとの考えによるものである。

イは、「労働者は、その事業主に申し出ることにより、裁判員の職務を行うために必要な範囲で休業すること（裁判員休業）ができるものとする。事業主は、労働者からの裁判員休業申出があったときは、当該裁判員休業申出を拒むことができない。」というものである。

裁判員制度は、広く国民に参加を求める制度であるから、職業を持っている人も参加しやすい制度とする必要がある。そのような観点からは、職業を有している国民が、裁判員の職務を行うために必要な範囲内で休業することを可能とする仕組みがもうけられれば、有効な措置となり得るものと思われる。

現行制度においては、労働基準法第7条が、「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。」と定めており、例えば、証人としての出廷や検察審査員の職務は、ここにいう「公の職務」に該当するものと考えられているようである。裁判員の職務を行うことも、同様に考えることができると思われるが、たたき台では、裁判員としての職務が、事件によっては、ある程度継続することが予想されることにも配慮して、新たな制度をもうけることも考えられるのではないかという観点から、イに記載した案を示している。

そして、そのような休業の制度を実効的なものとするために、事業主に対して、不利益な取扱いをしてはならないという義務を課すことも考えられることから、ウの案を示したものである。

もとより、このイ、ウのような休業の制度は、種々の意味で、事業主に負担をかける制度であることから、事業主の負担の点も考慮に入れた十分な検討が今後必要と考えている。